



議案第六十号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十四年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例

第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の次に次の一項を加える。

（旅費の支給額に関する経過措置）

3 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、特別の事情等の内国旅行の場合を除き、
当分の間、特別車両料金及び特別船室料金の規定は通用しない。

附 則

この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。